さつま町木造住宅耐震診断補助金交付実施要領を次のように定める。

平成23年 4月 1日

さつま町長 日髙 政勝

さつま町木造住宅耐震診断補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、さつま町補助金等交付規則(平成17年さつま町規則第37号)及びさつま町木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成23年さつま町告示46号。以下「耐震診断補助要綱」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、耐震診断補助要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる延べ面積)

第3条 補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令(昭和25年政令338号)及び昭和61年4月30日建設省住指発第115号に定める方法によるものとする。ただし、外気に十分開放されたテラス及びバルコニー等の部分を除く。

(様式)

- 第4条 耐震診断補助要綱において使用する様式は、次の各号に掲げるものとする。
- (1)補助金等交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助金等交付決定通知書(第2号様式)
- (3)補助金等事業計画変更承認申請書(第3号様式)
- (4) 補助金等変更交付決定通知書(第4号様式)
- (5) 補助事業等実績報告書(第5号様式)
- (6) 補助金等確定通知書(第6号様式)
- (7) 補助金等請求書(第7号様式)
- (8) 耐震診断実施計画書(第8号様式)
- (9) 耐震診断結果報告書(一般診断法)(第9号様式)
- (10) 耐震診断結果報告書(精密診断法)(第10号様式)

(添付図書)

- 第5条 前条第1号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
- (1) 耐震診断実施計画書
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し

- (3)建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書, 確認済証及び登記事項証明書等)
- (4) 町税を完納していることを示す証明書
- (5) 耐震診断借主(貸主) 同意依頼書兼耐震診断借主(貸主) 同意書(借主(貸主)がいる場合)(第11号様式)
- (6) 付近見取図 (対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (7) 配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (8) 平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)
- (9) その他, 必要があると認めるもの
- 2 第4条第3号に規定する様式に添付するものは、事業の変更内容が確認できる図書とする。
- 3 第4条第5号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他, 必要があると認めるもの
- 4 第4条第8号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
- (1) 耐震診断を実施しようとする木造住宅の外観写真(2面以上)
- (2) 耐震診断技術者の建築士免許証の写し
- 5 第4条第9号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
- (1) 一般診断法による診断表
- (2) 各階壁配置図(各階床面積算定計算を含む)
- (3) 一般診断法における劣化度による低減係数Dにおいて劣化点数を計上した劣化事象 部分の写真
- (4) 一般診断法による総合評価において支障となる部分の写真
- (5) その他, 必要があると認めるもの
- 6 第4条第10号に規定する様式に添付するものは、次の図書とする。
- (1) 精密診断法による診断表
- (2) 各階壁配置図(各階床面積算定計算を含む)
- (3) 精密診断法における劣化低減係数Cdにおいて1.0未満と計上した劣化事象部分の写真
- (4) 精密診断法による評価において報告事項にあげられている部分の写真
- (5) その他,必要があると認めるもの(その他)
- 第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。